

庁議(局・区経営会議) 案件申込書

申込日 平成29年 10月 27日

案件名	相模原市屋外広告物条例の一部改正について							
所管	都市建設	局区	まちづくり計画	部	建築・住まい政策	課	担当者	内線
概要	屋外広告物法に基づき、屋外広告物等の規制に関する事項等を定めた「相模原市屋外広告物条例」について、屋外広告物の素材や形態の変化への対応、安全対策の推進の必要性から、条例の適時性を確保するため、一部改正を行うもの。							
審議内容(論点)	改正内容について 今後のスケジュールについて							
実施計画の位置付け	なし	施策番号及び実施計画事業名						
審議(希望)日	関係課長会議	平成29年	10月	18日	政策調整会議	年	月	日
	局・区経営会議	平成29年	11月	1日	政策会議	年	月	日
日程等調整事項	条例等の調整	条例 改廃あり	議会上程時期		平成30年3月	定例会議	報道への情報提供	なし
	パブリックコメント	あり	時期	平成29年12月		議会への情報提供	部会	平成29年12月
	審議会等、協議会等の設置	なし	個人情報の目的外利用等		なし			
検討経過等	関係部局名等		調整項目			調整状況		
	総務法制課		条文、議会対応等について			調整済		
	経営監理課		手数料について			調整済		
	文化財保護課		禁止地域の一部緩和について			調整済		
	打合せ・会議の経過							
	月日	会議名等			内容			
	H28.10.14	関係課長会議			改正内容、スケジュールについて【継続協議】			
H29.9.29	担当課長打合せ会議			改正内容、スケジュールについて				
H29.10.3	屋外広告物審議会			改正内容について(諮問・答申済)				
H29.10.18	関係課長会議			改正内容、スケジュールについて				
備考								
関係課長会議の結果等	原案を一部修正し 上部庁議へ付議する。(局経営会議)							
関係課長会議の出席課・機関等	総務法制課 建築審査課 建築・住まい政策課	企画政策課 路政課	経営監理課 文化財保護課(代)	商業観光課 都市建設総務室				
これまでの庁議での主な意見	<p>【関係課長会議】</p> <p>許可申請率が低い現状にあるが、制度の順守は困難なのか。 全国共通の課題となっている。今後も違反指導や制度周知に取り組む。 検察協議の主な内容は。 新規の罰則規定を設けるものではないので、協議が必要かも含めて相談予定。 他市の手数料との違いは。 各市ごとに審査に係る経費を積み上げて算出しているため違いが生じている。 現行の手数料の経過について、表現を正確にされたい。 表現の見直しをする。 期間及び手数料について、設定の基本的な考え方を示されたい。 整理し記載する。 今回の手数料改正に伴い、収入が増額する見込みは。 現在の収入額は年間1,000万円程度だが、期間もあわせて延長されるため総額は変わらない見込み。 禁止地域に一部緩和規定に係る事務手続きについては。 屋外広告物審議会への諮問を想定し、条例にも規定する。基準の詳細は今後検討を行う。</p> <p>【事務事業調整会議】</p> <p>手数料部分については別の条例なのか。 屋外広告物条例に規定している。 パブリックコメントの実施について、手数料を盛り込んだ形で実施されるのか調整されたい。 調整する。 手数料の他市との比較について、本市の期間に合わせた比較検討をされたい。 比較検討する。 違反広告物への取り組みについて、徹底されたい。 引き続き取り組む。</p>							

事案の具体的な内容

1 改正の背景と趣旨

本市では、屋外広告物法に基づき、屋外広告物等の規制に関する事項等を定めた「相模原市屋外広告物条例」を平成15年4月の中核市移行に伴い神奈川県条例を引き継ぐ形で施行し、良好な景観の形成等の推進を図ってきた。

条例施行から約15年が経過し、屋外広告物の素材や形態の変化への対応、安全対策の推進の必要性から、条例の適時性を確保するため、一部改正を行う。

2 改正の内容

(1) 条例改正

ア 許可期間及び許可申請手数料の見直し

屋外広告物の掲出期間の長期化に対応し、許可期間の見直しを行う。

種 類	許 可 期 間		
	現 行	改 正 案	
電柱又は街灯柱を利用するもの	1年	3年	
立看板等	紙張又は布張のもの	1月	3月
	木製のもの	3月	1年
金属製又は合成樹脂製等のもの	3年		
広告旗	1月	3月	
広告幕	1月	6月	
標識柱を利用するもの	1年	3年	

許可申請手数料の適時性の確保のため、見直しを行う。

種 類	許 可 申 請 手 数 料		
	現 行	改 正 案	
はり札等		200円	
電柱又は街灯柱を利用するもの	つり下げて表示する旗(バナーフラッグ)	50円	200円
	その他		200円
立看板等	紙張又は布張のもの	100円	300円
	木製のもの	100円	300円
金属製又は合成樹脂製等のもの	300円		
広告旗	100円	300円	
広告幕	200円	300円	
電車、自動車等の外面を利用するもの	500円	800円	
標識柱を利用するもの	50円	200円	

イ 屋外広告物の形態の変化等への対応

新たな形態である電光表示装置を規制する。
壁面広告のはみ出し規制の一部を緩和する。
許可基準のうち、高さ規定等を整理する。

ウ 規定の合理化

禁止地域に一部緩和規定を設ける。
軽微な変更等の届出制度を新設する。

エ その他

用語、数値範囲等の整理、明確化を行う。
経過措置を定める。

(2) 規則改正

軽微な変更等の範囲、届出手続を定める。
安全対策の推進のため、安全点検の項目等を追加する。

(3) 要綱改正

軽微な変更等に係る様式の追加、安全点検報告書の拡充等様式の見直しを行う。

3 今後のスケジュール

- 平成29年12月 議会への情報提供(部会)
パブリックコメント実施(12月中旬から1月中旬まで)
- 平成30年 3月 議会上程
4月 一部施行
10月 全部施行(許可期間・手数料、規制強化部分等は6か月の周知期間)

4 事業経費・財源

印刷製本費(改正内容周知用パンフレット等): 現行の予算の範囲内

庁議(局・区経営会議) 案件申込書

申込日 平成29年 10月 27日

案件名	(仮称)相模原市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例の制定について												
所管	都市建設	局	まちづくり計画	部	都市計画	課	担当者		内線				
概要	生産緑地法改正により、生産緑地地区の面積要件が、地域の実情に応じ、市町村が下限面積を条例で300㎡まで引き下げることが可能となったことから、条例制定により生産緑地地区の面積要件の引き下げを行うもの。												
審議内容(論点)	条例の制定について ○ スケジュールについて												
実施計画の位置付け	施策番号及び実施計画事業名												
審議(希望)日	関係課長会議	平成29年	10月	13日	政策調整会議		年	月	日				
	局・区経営会議	平成29年	11月	1日	政策会議		年	月	日				
日程等調整事項	条例等の調整	条例 制定あり	議会上程時期	平成30年3月	定例会議	報道への情報提供	なし						
	パブリックコメント	なし	時期		議会への情報提供	部会	平成29年12月						
	審議会等、協議会等の設置	なし	個人情報の目的外利用等	なし									
検討経過等	関係部局との調整	関係部局名等			調整項目			調整状況					
		農政課、水みどり環境課			条例制定の方向性、効果等			調整済					
		総務法制課			条例案の内容等			調整中					
	打合せ・会議の経過												
	月日	会議名等			内容								
H29.6.13	生産緑地法の一部改正等に係る対応について(担当者会議)			・法改正の内容等及び市における生産緑地の現状について ・関係各課の考え方及び面積要件引下げの意向確認について									
H29.10.4	相模原市生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定について(担当者会議)			・条例の制定について ・スケジュールについて									
H29.10.13	相模原市生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定について(関係課長会議)			・条例の制定について ・スケジュールについて									
備考													
関係課長会議の結果等	原案を一部修正し 上部庁議へ付議する。(局経営会議)												
関係課長会議の出席課・機関等	総務法制課	企画政策課	財務課(代)	税制課	資産税課	危機管理課	農政課	環境政策課	水みどり環境課	公園課	農業委員会事務局	都市建設総務室	都市計画課
これまでの庁議での主な意見	<p>【関係課長会議】</p> <p>○国は都市に農地はあるべきものとしたが、それを踏まえた都市農地に対する市の考えは、今後、地方計画の策定等により本市の都市農地のあり方が確立されてくる。今回は、あくまで道連れ解除等の喫緊の課題に対応するために条例制定を行うものである。今後、市の都市農地の考え方を踏まえ、指定基準見直し等の生産緑地のあり方を検討していく。</p> <p>○橋本ではまちづくりが進んでおり宅地のニーズが高いと思う。当地区の生産緑地のニーズについてどう考えるか。橋本地区の開発の機運は高いかもしれないが、所有者が皆生産緑地を解除することはないのではないかと。</p> <p>○条例制定前に関連団体等へ説明を行う予定はあるか。規模要件引下げのニーズはあるか。関連するところには説明をしていきたい。また、今後市農協が市に要請する意向があると聞いていることから、農家の一定のニーズはあると考える。</p> <p>○規模要件を引き下げても、例えば150㎡ずつの農地の指定も想定され、道連れ解除の防止にならないのではないかと。一団で300㎡あれば緑地機能が期待されるが、さらに小規模なものは機能的にも救済の必要性は低く、また、指定作業は平成4年末に一度完了していることから、従来の生産緑地と今後の生産緑地は救済の必要性は異なると考える。</p> <p>○下限面積を300㎡にした根拠は、道連れ解除の防止効果や緑地保全効果を勘案するとともに、市民緑地の面積や国の指針等を参考に300㎡とした。</p> <p>○市街化区域内においても営農意欲の高い方は多く存在している。</p> <p>○減収が全市的に与える影響は少ないと思われるため、緑地保全効果を優先することで良いのでは。</p> <p>○市域における緑地の減少の原因の1つに生産緑地の減少がある。今回の法改正は、本市も九都県市として国に要望してきた事項であり、300㎡で緑地機能も維持されるとともに緑地の保全効果も期待されるため条例制定をお願いしたい。</p> <p>○他市と比較して条例施行の時期はどうか。県内他市と比較すると施行時期は早いものとする。</p> <p>【事務事業調整会議】</p> <p>営農希望者の意向の尊重や緑地の保全等について説明を加えてほしい。局経営会議においては、税収への影響についても説明をお願いしたい。</p>												

事案の具体的な内容

(1) 事案の概要

平成29年5月に「都市緑地法等の一部を改正する法律」が公布され、6月にその一部が施行された。この法改正により、生産緑地地区の規模要件について、地域の実情に応じ、市町村が下限面積を条例で「300㎡」まで引き下げることが可能となったことから、本市においても条例制定により生産緑地地区の面積要件の引き下げを行うもの。

【現状】

市内では、農地所有者等に営農意欲があっても、生産緑地地区が解除となるいわゆる道連れ解除が定期的に発生しており、対応が求められている。

また、市内面積に占めるみどりの割合を示す緑被率は、平成19年度の71.3%から平成25年度の70.4%に減少しており、特に旧相模原市域は、平成19年度の26.8%が24.7%に、城山地区は67.1%が65.0%と減少しており、市域における緑地の減少が課題となっている。

加えて、本市の市街化区域内の農地面積についても、平成4年から平成28年にかけて約53%の減少が見受けられるとともに、この間の生産緑地地区の面積も約11%減少しており、市街化区域の貴重なオープンスペースである生産緑地地区や市街化区域内農地の減少が見受けられる。

道連れ解除：「生産緑地地区の所有者が複数の場合における一部所有者の死亡や故障」又は「公共収用」等に伴う生産緑地地区の一部解除により、残された農地が規模要件を下回り全体が解除されてしまうこと

【条例の内容について】

- ・本市においては、道連れ解除の発生が定期的に見受けられ営農希望者の意向を尊重した対応が必要なこと、また、緑地の維持が求められているとともに、緑地の減少によるオープンスペースの希少性が従来より高まっている状況があることから、喫緊の課題である生産緑地地区の道連れ解除の防止及び市域における緑地の保全への対応を図るため条例を制定するもの。
- ・生産緑地地区に関する条例は存在しないことから、新規制定を行う。
- ・政令で定める基準に従い、生産緑地法第3条第2項の条例で定める規模は300㎡以上とする。

(2) スケジュール(予定)

平成29年10月～	庁議
平成29年11月20日	第208回都市計画審議会報告
平成29年12月	建設部会説明(12月定例会議)
平成30年3月	条例案上程(3月定例会議)
平成30年3月末	条例公布
平成30年4月1日	条例施行
平成30年4月以降	周知

(3) 事業実施の効果

- ・生産緑地地区の道連れ解除の防止効果が見込まれる
- ・市域における緑地の保全効果が見込まれる

都市建設局経営会議 議事録

開催日 平成 2 9 年 1 1 月 1 日

出席者 湯山副市長、都市建設局長、まちづくり計画部長、広域交流拠点推進部長、まちづくり事業部長、道路部長、下水道部長、生涯学習部長、都市建設総務室長、都市計画課長、建築・住まい政策課長

1 相模原市屋外広告物条例の一部改正について

(説明者 : まちづくり計画部長)

(1) 主な意見等

改正内容により申請率の向上が期待できるが、新たな違反への抑止には、現在ある違反広告物の撤去や指導などの是正の取組をはかられたい。

許可期間の延長と手数料の上昇は関係があるのか。

手数料は、期間の延長とは別に、審査に係る経費から算出しており、市で定める受益者負担の考え方に従ったものである。

改正内容の周知においては、道路法等の占用許可申請など関連する制度もあわせて周知をされたい。また、指導などの是正の取組も関連部署で連携して対応されたい。

現在も申請時の確認や現場調査などの取組を連携して行っており、今後も継続していく。改正内容を周知するパンフレットには関連する制度も記載する。

(2) 結 果

原案のとおり承認する。

2 (仮称) 相模原市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例の制定について

(説明者 : まちづくり計画部長)

(1) 主な意見等

生産緑地地区内の行為制限の緩和により、農家レストラン等の設置が可能となったが、地権者等には用途地域の制限などの説明もお願いしたい。

(2) 結 果

原案のとおり承認する。

以 上